

(図表5-3-2-1) 算定式の概要【被保険者について】

			推計式	備考
厚生年金	被保険者数	被保険者数合計	将来推計人口×労働力率×被用者年金被保険者割合－共済組合被保険者数	期間毎の割り振りは、残存待期者の期間別比率を使用 ＊残存被保険者数とは、前年度末から引き続いて被保険者である者の数で、前年度末被保険者数×exp(－総脱退力)で定義される。 (但し、期間＝0のとき 残存被保険者数＝0、 期間＞0のとき 新規加入者数＝0)
		再加入者数	(被保険者数合計－残存被保険者数)×再加入率	
		新規加入者数	(被保険者数合計－残存被保険者数)－再加入者数	
		被保険者数	残存被保険者数＋再加入者数＋新規加入者数	
	被保険者の平均加入期間	総脱退者数	前年度被保険者数－残存被保険者数	＊期間年数とは、1人当たりの被保険者期間年数を指す (但し、期間＝0のとき 残存被保険者数＝0、 期間＞0のとき 新規加入者数＝0)
		死亡脱退者数	(前年度末被保険者数＋残存被保険者数)／2×死亡脱退率	
		障害脱退者数	(前年度末被保険者数＋残存被保険者数)／2×障害脱退率	
		生存脱退者数	総脱退者数－死亡脱退者数－障害脱退者数	
	被保険者の平均加入期間	待期者数	残存待期者数＋生存脱退者数	
		被保険者の期間年数	((前年度被保険者の期間年数＋1)×残存被保険者数＋(待期者の期間年数＋0.5)×再加入者数＋0.5×新規加入者数)／被保険者数	
		待期者の期間年数	期間＞0 (前年度待期者の期間年数×残存受給待期者数＋(被保険者の期間年数＋0.5)×生存脱退者数)／受給待期者数 期間＝0 前年度待期者の期間年数	
		年度間報酬総額	報酬年額 期間＞0 (前年度報酬年額×報酬指数伸び率×賃金上昇指数×残存被保険者数＋再加入者の平均報酬年額×再加入者数)／被保険者数 期間＝0 再加入者の平均報酬年額	
国共済	被保険者1人当たり報酬累計	被保険者報酬累計	((前年度被保険者報酬累計×残存被保険者数＋前年度待期者報酬累計×再加入者数)×再評価率＋((前年度1人当たり報酬年額＋1人当たり報酬年額)／2×残存被保険者数＋0.5×再加入者の報酬年額×(再加入者数＋新規加入者数))×累積再評価率／累積賃金上昇指数)／被保険者数	(但し、期間＝0のとき 残存被保険者数＝0、 期間＞0のとき 新規加入者数＝0)
		待期者報酬累計	((前年度待期者報酬累計×残存待期者数＋前年度被保険者報酬累計×生存脱退者数)×再評価率＋0.5×前年度報酬年額×生存脱退者数×累積再評価率／累積賃金上昇指数)／待期者数	
		期間＝0	前年度待期者報酬累計×再評価率	
		期間＞0	前年度末組合員数×総脱退率	
	被保険者の平均加入期間	脱退者数	組合員数－前年度末組合員数＋脱退者数	上限を超える場合の処理アリ 上限を超える場合の処理アリ 上限を超える場合の処理アリ
		新規加入者数	前年度末組合員数－脱退者数	
		組合員数	新規加入者数	
		組合員全期間の計	前年度末組合員全期間の計＋12	
	年度間報酬総額	報酬年額	期間＞0 前年度末標準報酬年額×標準報酬指数増加倍率×賃金上昇指数 期間＝0 新規加入者数の標準報酬月額×12	
		年次報酬年額	期間＞0 前年度標準報酬年額×5／12＋標準報酬年額×7／12 期間＝0 標準報酬年額／2	
		年次ボーナス	年次標準報酬年額×報酬年額に対する期末手当等の割合	
		組合員数	前年度組合員数×(2×総脱退力)／(2＋総脱退力)	
地共済	組合員数	脱退者数	前年度組合員数－脱退者数	上限を超える場合の処理アリ 上限を超える場合の処理アリ
		組合員数	前年度組合員数－脱退者数	
		新規加入者	前年度平均加入期間＋1	
		平均加入期間	前年度平均加入期間＋1	
	被保険者の平均加入期間	給料月額	前年度給料月額×平均給与上昇率×賃金上昇指数	上限を超える場合の処理アリ 上限を超える場合の処理アリ
		ボーナス	給与月額×半年前平均給与上昇率×給料と期末手当等の割合	
		報酬総額	給与月額×半年前平均給与上昇率＋ボーナス	
		報酬累計	前年度報酬累計×賃金上昇指数－前年度報酬総額×賃金上昇率＋(前々年度報酬総額×CPI上昇指数＋前々々年度報酬総額×前年度CPI上昇指数×CPI上昇指数)×(1－賃金上昇指数／CPI上昇指数)＋報酬総額	
	被保険者1人当たり報酬累計	年齢＜68	前年度報酬累計×CPI上昇指数＋報酬総額	
		年齢≥68	前年度報酬累計×CPI上昇指数＋報酬総額	

私学 共済	被保険者数	総脱退者数		推計式	備考 初任年齢グループ別に推計している。
		死亡脱退者数		前年度加入者数×2×総脱退力/(2+総脱退力)	
		障害年金脱退者数		前年度加入者数×2×死亡力/(2+総脱退力)	
		障害一時金脱退者数		前年度加入者数×2×障害年金発生力/(2+総脱退力)	
	年度間報酬総額	退職脱退者数		前年度加入者数×2×障害一時金発生力/(2+総脱退力)	
		加入者数	期間>0 期間=0	総脱退者数-死亡脱退者数-障害年金脱退者数-障害一時金脱退者数 前年度加入者数-総脱退者数	
		脱退者分標準給与月額		総脱退者数+加入者の増加数	
		標準給与月額	期間>0 期間=0	脱退者数×前年度標準給与月額/前年度加入者数 (前年度標準給与月額-脱退者分標準給与月額)×給与指数伸び率×賃金上昇指数 前年度標準給与月額×加入者数増加率×賃金上昇指数	
国民 年金	被保険者数	年度末標準給与総額		標準給与月額×年収の対月収比率×年収の対月収比率調整率×12	掛金収入の算定時に掛金納付が1ヶ月遅れることを考慮。
		年央標準給与総額		(前年度標準給与総額+標準給与総額)/2	
		全期間平均給与月額		(前年度全期間平均給与月額×(期間-1)×前年度再評価率+前年度標準給与月額/前年度加入者数×前年度再評価率/前年度賃金上昇指数×年収の対月収比率/1.3×年収の対月収比率調整率)/期間	
		被保険者1人当たり報酬累計			
	平均加入期間等	第1号被保険者数合計		総人口-被用者年金被保険者数-第3号被保険者数合計	第3号被保険者数合計は、3号の対2号比率が将来に渡り一定であるとして推計。(但し、女性の雇用の進展に伴い女子2号が増加することにより女子3号が減少する効果を織り込んだ)
		残存被保険者数	期間>0 期間=0	前年度被保険者数×exp(-総脱退力) 0	
		残存受給待期者数		受給待期者数×(1-死亡率)	
		新規加入者数	期間>0 期間=0	被保険者数合計-残存被保険者数 残存被保険者数	
		脱退者数	期間>0 期間=0	新規加入者数 前年度被保険者数-残存被保険者数	
		死亡脱退者数	期間>0 期間=0	0 (前年度被保険者数+残存被保険者数)/2×死亡脱退力	
		生存脱退者数	期間>0 期間=0	脱退者数-死亡脱退者数 前年度末被保険者期間+1	
	受給待期者の被保険者期間	被保険者期間	期間>0 期間=0	1/2 (残存受給待期者数×前年度待期者の平均被保険者期間+生存脱退者数×(前年度被保険者の平均被保険者期間+1/2))/受給待期者数	保険料納付、免除別にも推計している。
		受給待期者の被保険者期間	期間>0 期間=0	前年度受給待期者の被保険者期間	

(図表5-3-2-2) 算定式の概要【受給権者分について】

			推計式	備考
厚生年金	新規裁定(老齢)	新規裁定者数(繰上げ年数別)	在職者 (繰上げ請求率×被保険者数)を全期間に渡り合計	備考 老齢、通老別に算出
		報酬比例部分の新規裁定年金総額	退職者 (繰上げ請求率×待期者数)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出
			在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する。
			退職者 (繰上げ請求率×待期者数×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する。
		定額部分の新規裁定年金総額	在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×定額単価×生年別乗率×max(被保険者期間,40))を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。基礎年金分を含む
			退職者 (繰上げ請求率×待期者数×定額単価×生年別乗率×max(被保険者期間,40))を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出。基礎年金分を含む
		厚生年金期間に係る基礎年金給付費	在職者 (繰上げ請求率×被保険者数×基礎年金単価×min(20～59歳の被保険者期間/加入可能年数,1))を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出
			退職者 (繰上げ請求率×待期者数×基礎年金単価×min(20～59歳の被保険者期間/加入可能年数,1))を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出
	新規裁定(障害)	新規裁定者数1、2級の報酬比例部分の新規裁定年金総額	在職者 max(新規裁定年金総額定額部分－厚生年金期間に係る基礎年金給付費,0) (繰上げ請求率×被保険者数×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計	老齢、通老別に算出 老齢のみ算出。子に対する加給年金額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額、基礎年金の振替加算額も同様
			退職者 (繰上げ請求率×待期者数×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計	老齢のみ算出。子に対する加給年金額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額、基礎年金の振替加算額も同様
	新規裁定(遺族)	基礎年金給付費加給年金額	障害脱退者数を全期間に渡り合計 (障害脱退者数×(1級比率×1.25+2級比率)×給付乗率×報酬累計)を全期間に渡り合計	1級、2級別に300月みなし処理を施している。 3級も同様。 給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する。
			(障害脱退者数×(1級比率×1.25+2級比率)×基礎年金額)を全期間に渡り合計 (障害脱退者数×(1級比率+2級比率)×配偶者加給年金額)を全期間に渡り合計	基礎年金の子に対する加算額及び振替加算額も同様。
		新規裁定者数	死亡脱退者数×有遺族率+待機者の死亡者数×有遺族率+前年度末老齢年金受給権者数×老齢失権率×有遺族率+前年度障害年金受給権者数×障害失権率×障害有遺族率×(1級割合+2級割合)	新規裁定者の年齢は、死亡者と新規裁定者の年齢相關により設定。 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。 老齢年金は、新法老齢相当、旧法老齢、新法通老相当、旧法通老別に、障害年金は、新法障害、旧法障害別に計算
			0.75×(死亡脱退者数×有遺族率×max(給付乗率×報酬累計[300月みなし考慮],給付乗率×報酬累計)+待機者の死亡者数×有遺族率×給付乗率×報酬累計+前年度末老齢年金受給権者数×老齢失権率×有遺族率×年金改定率×新規裁定年金水準差+前年度障害年金受給権者数×障害失権率×障害有遺族率×(1級割合+2級割合)/(1級割合×1.25+2級割合)×年金改定率×新規裁定年金水準差)	給付乗率、報酬累計は平成14年以前と15年以降を分けて計算する 新規裁定者の年齢は、死亡者と新規裁定者の年齢相關により設定。 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。 老齢年金は、新法老齢相当、旧法老齢、新法通老相当、旧法通老別に、障害年金は、新法障害、旧法障害別に計算 旧法障害年金については、年金給付乗率と240月みなしの調整を行っている。
受給権者数 年金額		厚生年金期間に係る基礎年金給付費	基礎年金単価×(死亡脱退者数×有遺族率+前年度末老齢相当受給権者数×老齢失権率×有遺族率)	新規裁定者の年齢は、死亡者と新規裁定者の年齢相關により設定。 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。 子に対する加給年金額、中高齢寡婦加算額、経過的寡婦加算額も同様
			前年度受給権者数×(1-失権率)+新規裁定者数 前年度年金額×(1-失権率)×年金改定率+新規裁定者の年金額 繰上げ年数別の(年金額×繰上げ支給率)を合算	被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。 被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。 被保険者種別、年金種別、給付の種類ごとに推計。 在職者については在職老齢年金支給割合で調整。
		遺族年金額(報酬比例部分、定額部分、基礎年金部分)	年金額×有子割合	
		遺族年金額(基礎年金部分)	年金額×(1-有子割合)	経過的寡婦加算額も同様

				推計式 年金額×加給年金対象者割合	備考 基礎年金の振替加算額、配偶者に対する加給年金額の特別加算額も同様
	年度間値	老齢・遺族・障害 年金額(配偶者 加給年金額) 老齢・遺族年金 額(子の加給年 金額) 年度間被保険者 数 年度間保険料 年度間年金額		年金額×(第1、2子加給年金対象者割合+第3子以降加給年金対象者割合×第3子以降1人当たり加給年金 額/第1、2子一人当たり加給年金額) (前年度末被保険者数+被保険者数)/2 (7×前年度被保険者数×前年度1人当たり報酬額+5×被保険者数×1人当たり報酬額)/12 (2×前年度年金額+6×前年度年金額×年金改定率+4×年金額)/12	障害・遺族年金の子に対する基礎年金の加算額も同様。 年度間受給権者数も同様 保険料徴収時期を考慮 支払い時期を考慮
国共済	脱退者数推計	退職脱退者数 公務上(外)死亡 脱退者数 公務上(外)障害 脱退者数 退職報酬比例部 分		脱退者数-(公務上・外死亡脱退者数+公務上・外障害脱退者数) 年央組合員数×公務上(外)死力 年央組合員数×公務上(外)障害共済年金者発生日 2002以前 (年金算定平均標準報酬×報酬比例部分乗率×組合員期間(2002年以前)/12)を全期間に渡り合計 2003以後 ((年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×報酬比例部分乗率×組合員期間(2003年以後)/12)を全期 間に渡り合計	年央組合員数=(組合員数+前年度組合員数)/2
	新規裁定(退職)	退職職域加算部 分 基礎年金部分 加給年金 特別加給年金		2002以前 (年金算定平均標準報酬×職域部分乗率×組合員期間(2002年以前)/12)を全期間に渡り合計 2003以後 ((年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×職域部分乗率×組合員期間(2003以後)/12)を全期間に渡 り合計 (基礎年金基本額×組合員期間(20～59歳、1961年以降に限る)/国民年金加入月数)を全期間に渡り合計 (配偶者の加給年金額×退職年金配偶者の加給年金対象率+配偶者の加給年金額×退職年金子供2人まで の加給年金対象率+子3人以上の加給年金額×退職年金子供3人以上の加給年金対象率)×受給者数 配偶者の加給額×支給割合/5	組合員期間により乗率を変更 組合員期間により乗率を変更 基礎年金基本額=基礎年金額単価×480 基礎年金部分が基礎年金基本額より大きい場合は基礎年金部分= 基礎年金基本額とする。 支給割合は、生年が1933以前の場合0、1939年以前の場合1、1940 年の場合2、1941年の場合3、1942年の場合4、1943年以後の場合5 とする。
	新規裁定(障害)	障害公務外報酬 比例部分 障害公務外職域 加算部分 障害公務上報酬 比例部分 障害公務上職域 加算部分 障害公務外加給 年金額 障害公務上加給 年金額		2002以前 年金算定平均標準報酬×0.007125×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の公務外1級 発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.005481×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共 済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割 合) 2002以前 年金算定平均標準報酬×0.001425×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の1級発生割 合+障害共済年金の2級発生割合+障害共済年金の3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.001096×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共 済年金の1級発生割合+障害共済年金の2級発生割合+障害共済年金の3級発生割合) 2002以前 年金算定平均標準報酬×0.007125×組合員期間(2002年以前)/12×(1.25×障害共済年金の公務上1級 発生割合+障害共済年金の公務上2級発生割合+障害共済年金の公務上3級発生割合) 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×0.005481×組合員期間(2003年以後)/12×(1.25×障害共 済年金の公務外1級発生割合+障害共済年金の公務外2級発生割合+障害共済年金の公務外3級発生割 合) 2002以前 年金算定平均標準報酬×(0.285+0.001425×(障害対象期間-300)/12×1.25)×障害共済年金の公務 上1級発生割合+(0.19+0.001425×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上2級発生割合+ (0.19+0.001425×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上3級発生割合×障害期間率 2003以後 (年金算定平均標準報酬+ボーナスの金額)×(0.21923+0.001096×(障害対象期間-300)/12×1.25)× 障害共済年金の公務上1級発生割合+(0.14615+0.001096×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金 の公務上2級発生割合+(0.14615+0.001096×(障害対象期間-300)/12)×障害共済年金の公務上3級発 生割合×障害期間率 加給年金額配偶者×配偶者加給該当割合×受給者数×(障害共済年金の公務外1級発生割合+障害共済 年金の公務外2級発生割合) 加給年金額配偶者×配偶者加給該当割合×受給者数×(障害共済年金の公務上1級発生割合+障害共済 年金の公務上2級発生割合)	最低保障額を考慮に入れてある。 最低保障額を考慮に入れてある。

				推計式	備考
	新規裁定(遺族)	遺族報酬比例部分	組合員全期間が25年未満	障害報酬比例部分×0.75	
			組合員全期間が25年以上	退職報酬比例部分×0.75	
		遺族職域加算部分	組合員全期間が25年未満	障害職域加算部分×0.75	
			組合員全期間が25年以上	退職職域加算部分×0.75	
		遺族公務上職域加算部分		遺族職域基本額	最低保障額を考慮に入れてある。
		遺族公務調整額	2002以前	年金算定平均表所運報酬×0.003206×遺族期間(2002年以前)／12	
			2003以後	(年金算定平均表所運報酬+ボーナスの金額)×0.002466×遺族期間(2003年以後)／12	
		加給年金	40歳以上	遺族妻加算額×(1-有子の妻該当者割合)×受給者数	死亡者が男子の場合。女子の場合は0
			65歳未満	(遺族妻加算額-基礎年金額単価)×40×12×経過的割合×(1-有子の妻該当者数)×受給者数	死亡者が男子の場合。女子の場合および生年が1955年以降の場合は0。なお、経過的割合は妻の生年によって設定。
			65歳以上		失権率は、退職年金、障害年金、遺族年金別に設定。
地共済	新規裁定者数推計	失権者数		前年度受給者数×(前年度失権率+失権率)／2	
		受給者数		前年度受給者数-失権者数	
		年金額		前年度年金額×スライド率	
		退職年金新規裁定者数		脱退者数-(公務上・外死亡脱退者数+公務上・外障害脱退者数)	退職共済年金新規裁定者数について、全部繰上げ、一部繰上げ選択者数を繰上げ選択率を用いて別途計算
		公務等障害共済年金新規裁定者数		(前年度組合員数-脱退者数)／2×公務等障害発生力	
		公務外障害共済年金新規裁定者数		(前年度組合員数-脱退者数)／2×公務外障害発生力	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数		(前年度組合員数-脱退者数)／2×公務等在職死亡力×有遺族率	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数(在職死亡)		(前年度組合員数-脱退者数)／2×公務外在職死亡力×有遺族率	
		公務等遺族共済年金新規裁定者数(待機者・受給権者死亡)		失権による消滅者数×有遺族率を合計	失権による消滅者数=前年度受給者数×(失権率+前年度失権率)／2
		定額部分の年金額		定額(退職共済年金)単価×定額(退職共済年金)乗率×組合員期間	組合員期間は上下限を調整 一部繰上げ、全部繰上げ選択者分は別途計算 加入期間は頭打ちを考慮している。
	裁定時年金額 退職共済年金	基礎年金部分の年金額		基礎年金額×昭和36年以降20～59歳期間／加入可能期間	一部繰上げ、全部繰上げ選択者分は別途計算
		経過的加算部分の年金額		定額部分の年金額-基礎年金部分の年金額	65歳未満の場合は0、計算結果が負値の場合は0とする。
		厚年部分の年金額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間	一部繰上げ、全部繰上げ選択者分は別途計算 全部繰上げ選択者分は別途計算
		職域部分の年金額		可処分所得考慮平均報酬累計×職域給付乗率×加入期間	給付乗率は加入期間240ヶ月未満とそれ以上とで異なる。 全部繰上げ選択者分は別途計算

			推計式	備考
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×12×(0.4×平均給付率-0.2)×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職 域基準乗率×(加入期間-300)×平均給付率	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 厚年部分+職域部分が障害共済年金1・2級の最低保障に満たない 場合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 公務等障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×12×0.2×1/1.3+可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×(加入 期間-300)	厚年部分+職域部分が障害共済年金3級の最低保障に満たない場 合は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金 (基礎年金該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間×平均給付率 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間×平均給付率	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年基準乗率×加入期間 可処分所得考慮平均報酬累計×職域基準乗率×加入期間	公務外障害共済年金の基礎年金非該当とは、3級の場合を指す。 厚年の最低保障額を下回る場合は、厚年の最低保障額とする。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。 加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなす。
裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×障害1・2級の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-障 害1・2級の割合)	
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 ※給付乗率:60年改正法附則別表第3の経過措置を考慮した乗率 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75 可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚 年給付乗率を厚年基準乗率とする。 厚年部分+職域部分が遺族共済年金の最低保障に満たない場合 は職域部分を最低保障と厚年部分の差に設定。 災害補償との調整を考慮。計算の値が負値の場合は0とする。
裁定時年金額 公務等障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額 職域部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合) 基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1- 子あり妻、子の割合)	

				推計式	備考
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金(基礎年金該 当)	厚年部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。
		職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とする。
	裁定時年金額 公務外遺族共済 年金 (基礎年金非該当)	厚年部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×厚年給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、厚年給付乗率を厚年基準乗率とする。
		職域部分の年金 額		可処分所得考慮平均報酬累計×職域・公務等給付乗率×加入期間×0.75	在職死亡者かつ加入期間が300ヶ月に満たない場合は加入期間を300月とみなし、職域・公務等給付乗率を職域・公務等基準乗率とする。
	裁定時年金額 公務外障害共済 年金(合計)	厚年部分の年金 額		基礎年金該当分厚年部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の厚年部分の年金額×(1-子あり妻、子の割合)	
		職域部分の年金 額		基礎年金該当分職域部分の年金額×子あり妻、子の割合+基礎年金非該当分の職域部分の年金額×(1-子あり妻、子の割合)	
	年度未受給権者 年度末年金額 年金給付費			前年度未受給権者数×(1-(死亡率+1歳下の死亡率)/2) 前年度末年金額-消滅者の年金額+改定年金額	
			支給開始 年齢未満 支給開始 年齢 支給開始 年齢超	0	
				年度末年金額/2	
				(前年度末年金額+年度末年金額)/2+改定年金額×4/12	
私学 共済	退職共済年金 受給者数の推計	新規発生者数		退職を事由とする脱退者数	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。繰上げ支給は見込んでいない。
		新規発生待期者 数		退職を事由とする脱退者数	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合。繰上げ支給は見込んでいない。
		死亡待期者数		(前年度待期者数+新規発生待期者数)×退職共済年金消滅率	
		待期者数		前年度待期者数+新規発生待期者数-死亡待期者数	
		新規裁定者数		前年度に(支給開始年齢-1)歳である待期者数+新規発生者数	
		失権者数		(前年度受給者数+新規裁定者数)×退職共済年金消滅率	
		受給者数		前年度受給者数+新規裁定者数-失権者数	
	発生年金額	新規発生年金額 定額部分		定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。
		新規発生年金額		老齢基礎年金満額/加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。
		老齢基礎年金額		厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。
		新規発生年金額 厚年・職域相当 年金額		1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率	支給開始年齢以上の場合。支給開始年齢未満の場合は0。 加入期間が20年以上の場合。
		新規発生年金額 配偶者加給年金 額		定額単価×生年別乗率×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合。0。
		新規発生待期者 年金額		老齢基礎年金満額/加入可能年数×脱退者数×累積年金改定率×12×加入期間(40年上限)	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合。0。
		定額部分		厚年・職域相当給付乗率×新規裁定者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合。0。
		新規発生待期者 年金額		1人当たり配偶者加給年金額(特別加算含む)×脱退者数×累積年金改定率×配偶者加給対象率	支給開始年齢未満の場合。支給開始年齢以上の場合。0。 加入期間が20年以上の場合。

			推計式	備考
年金額の推計	死亡待期者分年金額		(前年度待期者分年金額×年金改定率+新規発生待期者分年金額)×退職共済年金消滅率	
	待期者分年金額 新規裁定者年金額 失権年金額		前年度待期者分年金額×年金改定率+新規発生待期者分年金額-死亡待期者分年金額 前年度に(支給開始年齢-1)歳の待期者分年金額×年金改定率+新規発生年金額 (前年度年金額×年金改定率+新規裁定者分年金額)×退職共済年金消滅率 前年度年金額×年金改定率+新規裁定年金額-失権年金額	
障害共済年金 受給者数の推計	経過の加算額 障害年金発生者数	65歳以上	定額部分年金額-私学共済期間にかかる老齢基礎年金額 障害共済年金発生による脱退者数	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
	失権者数 受給者数 厚年相当・職域相当部分 配偶者加給年金額		(前年度受給者数+新規発生者数)×障害共済年金消滅率 前年度受給者数+新規発生者数-失権者数 (0.007125+0.001425)×障害共済年金発生者分全期間平均給与月額×年金改定率×12×加入期間×(1級割合×1.25-(1-1級割合)) 一人当たり配偶者加給年金額×障害共済年金発生者数×累積年金改定率×配偶者加給の対象者率	加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。 夫に加算される妻分のみ計算
年金額の推計	失権年金額 年金額		(前年度年金額×年金改定率+新規裁定者分年金額)×障害共済年金消滅率 前年度年金額×年金改定率+新規裁定年金額-失権年金額	配偶者加給年金については、妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。
	遺族共済年金 受給者数の推計		新規発生者数 待期者数 新規裁定者数 失権者数 受給者数 新規発生者数 失権者数 受給者数	妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳以上の場合 妻死亡、夫受給の場合 受給者が60歳未満の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給の場合 妻死亡、夫受給以外の場合
発生年金額 在職死亡	厚年、職域部分 年金額	25年みなし 実年数	(0.007125+0.001425)×新規発生者分全期間平均給与月額×年金改定率×25年みなし選択率×12×加入期間×0.75 厚年・職域相当給付乗率×新規発生者分全期間平均給与月額×年金改定率×(1-25年みなし選択率)×12×加入期間×0.75	25年みなしにより計算する場合 加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。 実年数により計算する場合
発生年金額 年金者死亡	中高齢寡婦加算 厚年、職域部分 年金額	退職の場合 障害の場合	一人当たり中高齢寡婦加算額×男子死亡加入者数×累積年金改定率×25年みなし選択率 厚年・職域相当給付乗率×死亡年金者数×全期間平均給与月額×12×加入期間×0.75 (0.007125+0.001425)×死亡年金者数×全期間平均給与月額×12×加入期間×0.75	加入期間が25年未満の場合、加入期間を25年として計算。
発生年金額 妻死亡、夫受給	中高齢寡婦加算	退職の場合	一人当たり中高齢寡婦加算額×死亡年金者数×累積年金改定率	
	新規発生年金額	60歳以上	厚年・職域部分発生年金額×有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳未満の場合0
発生年金額 夫死亡、妻受給 発生年金額 中高齢寡婦加算	新規発生待期者 分年金額	60歳未満	厚年・職域部分発生年金額×有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	60歳以上の場合0
	新規発生年金額	40歳以上	厚年・職域部分発生年金額×有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	40歳未満の場合0
発生年金額 夫死亡、妻受給 発生年金額 中高齢寡婦加算	新規発生待期者 分年金額	40歳未満	厚年・職域部分発生年金額×有遺族率を、在職死亡、年金者死亡別に計算し足し上げ	40歳以上の場合0

			推計式	備考
	年金額の推計 妻死亡、夫受給	死亡待期者分年 金額 待期者分年金額 新規裁定者年金 金額 失権年金額 年金額 失権年金額	推計式 $(\text{前年度待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生待期者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$ $\text{前年度待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生待期者分年金額} - \text{死亡待期者分年金額}$ $\text{前年度に59歳の待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生年金額}$ $(\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$ $\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定年金額} - \text{失権年金額}$ $(\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$	
	年金額の推計 夫死亡、妻受給	年金額 失権年金額	$\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定年金額} - \text{失権年金額}$ $(\text{前年度待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生待期者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$	
	年金額の推計 中高齢寡婦加算	年金額 死亡待期者分年 金額 待期者分年金額 新規裁定者年金 金額 失権年金額 年金額	$\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定年金額} - \text{失権年金額}$ $(\text{前年度待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生待期者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$ $\text{前年度待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生待期者分年金額} - \text{死亡待期者分年金額}$ $\text{前年度に39歳の待期者分年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規発生年金額}$ $(\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定者分年金額}) \times \text{遺族共済年金消滅率}$ $\text{前年度年金額} \times \text{年金改定率} + \text{新規裁定年金額} - \text{失権年金額}$	
	給付額の推計	当年度に支給さ れる給付額	$(2 \times \text{前年度給付額} + 10 \times \text{給付額}) / 12$	妻の年齢が65歳となった時点で失権させている。 給付額とは、年金額から停止額を控除したもの。 前年度の2か月分(2、3月)分の年金額が当年度(の4月)に支給されることを考慮
国民 年金	老齢基礎年金の 新規裁定	基礎年金拠出金 で賄われる新規 裁定老齢基礎年 金総額 特別国庫負担で 賄われる新規裁 定老齢基礎年金 総額	$\text{基礎年金単価} \times \text{繰上げ減額率} \times \text{平均被保険者期間} / \text{加入可能期間} \times \text{待期者数} \times \text{待期者が裁定請求をする割合} + \text{基礎年金単価} \times \text{繰上げ減額率} \times \text{平均保険料免除期間} \times (1 - \text{免除割合}) / \text{加入可能期間} \times \text{待期者数} \times \text{待期者が裁定請求をする割合}$ $\text{基礎年金単価} \times \text{繰上げ減額率} \times \text{平均保険料免除期間のうち特別国庫負担で賄われる給付の算定に反映される年数} / \text{加入可能期間} \times \text{待期者数} \times \text{待期者が裁定請求をする割合}$	保険料免除分については、免除割合別に算出して合算
	20歳前障害基礎 年金の新規裁定	20歳前障害基礎 年金の新規裁定 受給権者数 20歳前障害基礎 年金の新規裁定 基本年金総額 20歳前障害基礎 年金の新規裁定 加算額総額	$\text{総人口} \times 20\text{歳前障害年金発生割合} \times \text{障害等級割合}$ $20\text{歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数} \times \text{基礎年金単価} \times \text{障害等級における年金給付割り増し割合}$ $20\text{歳前障害基礎年金の新規裁定受給権者数} \times (\text{第1、2子加算額} \times \text{第1、2子加算割合} + \text{第3子以降加算額} \times \text{第3子以降加算割合})$	
	一般障害基礎年 金の新規裁定	一般障害基礎年 金の新規裁定受 給権者数 一般障害基礎年 金の新規裁定基 本年金総額 一般障害基礎年 金の新規裁定加 算額総額	$(\text{前年度被保険者数} + \text{残存被保険者数}) / 2 \times \text{障害年金発生日} \times \text{等級割合}$ $\text{一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数} \times \text{基礎年金単価} \times \text{障害等級における年金給付割り増し割合}$ $\text{一般障害基礎年金の新規裁定受給権者数} \times (\text{第1、2子加算額} \times \text{第1、2子加算割合} + \text{第3子以降加算額} \times \text{第3子以降加算割合})$	

			推計式	備考
妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定	妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額	妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額	死亡脱退者数×遺族年金(妻)発生割合 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×基礎年金単価 妻が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	備考 年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定	子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額	子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定基本年金総額 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定加算額総額	死亡脱退者数×遺族年金(子)発生割合 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×基礎年金単価 子が受給権者になる遺族基礎年金の新規裁定受給権者数×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)	年齢が整数値でない場合は、両隣の整数値に按分。
国民年金の独自給付	寡婦年金 死亡一時金 付加年金	寡婦年金 死亡一時金 付加年金	遺族基礎年金における受給権者推計と同様に寡婦年金の受給権者の推計を行い、年金額は死亡した被保険者の納付状況に基づいて老齢基礎年金の年金額と同様に計算された額の4分の3として推計している。 死亡脱退者に対し、死亡一時金発生割合を乗じることにより、受給権者の推計を行い、一時金額は死亡者の納付状況に基づいて推計している。 納付状況として、保険料全額納付者割合等のかわりに付加年金の納付割合を用い、老齢基礎年金の推計と同様にして推計を行っている。	
年金総額の推計 老齢基礎年金	基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額	前年度基礎年金拠出金で賄われる老齢基礎年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率+基礎年金拠出金で賄われる新規裁定老齢基礎年金総額		寡婦年金、付加年金も同様
年金総額の推計 障害基礎年金	旧法老齢年金 一般障害基礎年金基本年金総額 一般障害基礎年金加算額総額	旧法老齢年金総額×(1-老齢年金失権率)×年金改定率 前年度一般障害基礎年金基本年金総額×(1-一般障害年金失権率)×年金改定率+新規裁定一般障害基礎年金基本年金総額 一般障害基礎年金基本年金総額/基礎年金単価/障害等級における年金給付割増し割合×(第2子加算額×第2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)		新規裁定がないため、旧法通算老齢年金、旧法五年年金も同様 20歳前障害基礎年金も同様
年金総額の推計 遺族基礎年金	妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額 妻が受給権者となる遺族基礎年金加算額総額	前年度妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額×(1-遺族年金失権率)×年金改定率+新規裁定妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額 妻が受給権者となる遺族基礎年金基本年金総額/基礎年金単価/×(第1、2子加算額×第1、2子加算割合+第3子以降加算額×第3子以降加算割合)		子が受給権者となる遺族基礎年金も同様 子が受給権者となる遺族基礎年金も同様
年度間値	年度間被保険者数 年度間保険料 年度間年金額	(前年度末被保険者数+被保険者数)/2 (7×前年度被保険者数×前年度1人当たり報酬額+5×被保険者数×1人当たり報酬額)/12 (2×前年度年金額+6×前年度年金額×年金改定率+4×年金額)/12 (前年度被保険者数+被保険者数)/2×(保険料全額納付者割合+保険料免除者割合×(1-免除割合))		年度間受給権者数も同様 保険料徴収時期を考慮 支払い時期を考慮 保険料免除者については、保険料免除区分別に計算して合算
国民年金の基礎年金拠出金算定対象者数の推計				